特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	子ども医療費の助成に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本宮市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

本宮市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務			
②事務の概要	本宮市に住民登録をしている子育てをしている世帯の、子どもの医療費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽さし、もって子どもの健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。 医療費の助成を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、本宮市に住所を有する子ども(年齢が出生の日から年齢 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者であるが、当該子どもが生活保護法(昭和25年法律第144号)により保証を受けている場合は除く)の保護者(親権を行う者又は後見人その他子どもの養育にあたる者をいう。)であることから、対象なる住民に適切なサービスを実施するために、行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする本宮市子ども医療費受給者台帳の作成 ②住民基本台帳における、住民票に記載される受給者及び子どもの住所及び受給者と子どもの続柄の確認 ③マイナンバーカード等を用いた本人確認及び本宮市子ども医療費受給資格証の発行 ④地方公共団体情報システニハと横構への本人確認情報の照会 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の受給者台帳の変更			
③システムの名称	子ども医療費支給システム ・団体内統合宛名システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
子ども医療費受給資格者台帳情報ファイル				
3. 個人番号の利用				

法令上の根拠

- 1. 番号法第9条第2項
- 2. 本宮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第9号 2. 本宮市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第2項			

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 本宮市 総務政策部 総務課 総務係 TEL0243-24-5301

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 本宮市 保健福祉部 子ども福祉課 子育て支援係 TEL0243-24-5375

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

海田」た理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か 令和7年3月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年3月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 徳機関については、それ] いぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 「価書又は全項目評価書において、リ	及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ネットワーク	システムを通じ			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であん	ర్]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である	ઢ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であっ	శ్]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分であ	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であん	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	申請者からマイナンバーの打	是供を受け、その	の上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。		

9. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[0]全	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	事務に必要のない情報で正に使用されるリスクな使用等のリスクへの対でわれるリスクへの対策でシステムを通じて目的外システムを通じて不正ない・滅失・毀損リスクへの	策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠							